

## 指定居宅介護支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 合同会社 eNm ケアプラン美空(以下「事業所」という)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営を図るとともに、事業所の介護支援専門員が、要介護状態の利用者(以下「利用者」という)の意思及び人格を尊重し、利用者又は家族(以下「利用者等」という)の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供、又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (事業の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
  - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する区市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努める。
  - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束防止、感染症や非常災害の発生時等の業務継続等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
  - 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
  - 7 前6項のほか、「東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」(平成30年3月27日台東区条例第2号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 合同会社 eNm ケアプラン美空
- (2) 所在地 東京都台東区東上野5丁目4番11号 新井ビル201

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

## (1) 管理者 1名(介護支援専門員兼務)

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

## (2) 介護支援専門員 3名(常勤2名(うち1名管理者兼務)・非常勤1名)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

## (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

## (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは除く。

## (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

## (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 「東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年3月27日台東区条例第2号)第15条及び第16条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

## (1) 相談対応

利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、当事業所内相談室において行う。

## (2) 課題分析の実施

①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③使用する課題分析票の種類は当事業所が作成した自社方式とする。

## (3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けら

れた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、○多点杖）を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用、および利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与、または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリットおよびデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供するものとする。

#### (4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。また会議開催については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うこともできることとするが、利用者等が参加する場合には、当該利用者等の同意を得ることとする。

#### (5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て交付するものとする。また、当該居宅サービス計画を担当者にも交付する。

#### (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

#### (7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題について把握（以下「モニタリング」）を行うとともに、少なくとも月に1回、利用者宅を訪問することにより利用者等の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、また少なくとも月に1回モニタリングの結果を記録する。

ただし、後述の要件を満たしている場合であって、少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替える。

※テレビ電話装置等を活用して面接を行う要件

- ・利用者の同意が得られていること
- ・少なくとも2か月間に1回は利用者の居宅を訪問すること

#### (8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

**(指定居宅介護支援の利用料等)**

- 第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は別紙料金表によるものとする。ただし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
- 2 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
  - 3 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
  - 4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

**(通常の事業の実施地域)**

- 第9条 通常の事業の実施地域は、原則台東区及び東京23区域とする。

**(事故発生時の対応)**

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
  - 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

**(相談・苦情対応)**

- 第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの要望、苦情等に迅速かつ適切に対応する。

**(調査協力等)**

- 第12条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

**(個人情報の保護)**

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止する次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

## (業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## (身体拘束に関する事項)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合(切迫性・非代替性・一時性)を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性、非代替性、および一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない具体的な内容について記録し、当該記録は、2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該支援が終了した日から2年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社 eNm ケアプラン美空と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成31年3月5日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- この規程は、令和6年3月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## &lt;指定居宅介護支援事業所 運営規程 別紙料金表(いずれも保険者が台東区の場合)&gt;

## 居宅介護支援費(Ⅰ)

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45件未満	要介護1・2	1,086 単位	12,380 円/月
		要介護3・4・5	1,411 単位	16,085 円/月
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45件以上60件未満	要介護1・2	544 単位	6,201 円/月
		要介護3・4・5	704 単位	8,025 円/月
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が60件以上	要介護1・2	326 単位	3,716 円/月
		要介護3・4・5	422 単位	4,810 円/月

## 居宅介護支援費(Ⅱ)

指定居宅サービス事業者等との間で、居宅サービス計画に関わるデータを電子的に送受信するためのシステム(ケアプランデータ連携システム)の活用及び、事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50件未満	要介護1・2	1,086 単位	12,380 円/月
		要介護3・4・5	1,411 単位	16,085 円/月
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50~60件未満	要介護1・2	527 単位	6,007 円/月
		要介護3・4・5	683 単位	7,786 円/月
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が60件以上	要介護1・2	316 単位	3,602 円/月
		要介護3・4・5	410 単位	4,674 円/月

## (7)利用料金及び居宅介護支援費(減算の場合)

特定事業所集中減算	正当な理由なく同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えた場合	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	所定単位数の50%に減算 ※2ヶ月以上続いた場合は算定しません
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント減算	同一建物に居住する利用者(下記①②)へのケアマネジメントの場合 ①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ②指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く)に居住する利用者	所定単位数の95%を算定

## (8)特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ 519 単位 5,916 円	加算Ⅱ 421 単位 4,799 円	加算Ⅲ 323 単位 3,682 円	加算 (A) 114 単位 1,299 円
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	/	○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること	○	/	/	/
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○	/	/
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	/	/	○	/
⑤	「常勤専従の介護支援専門員の1名以上の配置」及び「介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置」していること	/	/	/	○
⑥	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
⑦	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑧	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	/	/	/
⑨	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携可
⑩	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑪	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑫	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員1人の介護予防を含む利用者数が45名未満、居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満であること	○	○	○	○
⑭	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑮	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ 連携可
⑯	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○



## (9) その他加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画等を作成した場合	300 単位 (1 月につき)	3,420 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	250 単位 (1 月に 1 回を限度)	2,850 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200 単位 (1 月に 1 回を限度)	2,280 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合	450 単位 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度)	5,130 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けている場合	600 単位 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度)	6,840 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合	600 単位 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度)	6,840 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合	750 単位 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度)	8,550 円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合	900 単位 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度)	10,260 円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位 (1 月に 2 回を限度)	2,280 円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス	400 単位 (1 月につき)	4,560 円

	事業者を提供した場合		
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合	125単位 (1月につき)	1,425円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において、医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	50単位 (1月につき)	570円